

經濟論叢

第112卷 第5号

-
- 利益正常化の仮説の拡大……………高 寺 貞 男 1
- 戦時公債発行における中央銀行と
銀行合同について……………田 中 重 博 15
- イギリス国民勘定の形成過程……………川 口 清 史 39
- 19世紀後半アイルランドにおける
土地所有関係とイギリス地主制度……………本 多 三 郎 60
-

昭和48年 11 月

京 都 大 学 經 濟 學 會

戦時公債発行における中央銀行と 銀行合同について

——高橋財政の公債政策——

田 中 重 博

I はじめに

高橋財政(1931.12~1936.2)の評価に関する論争は、時代によっていろいろ行われてきた。同時代には、議会内での各党の多くの賛否両論。議会外では、高橋亀吉・石橋湛山両氏らのケインズ主義者による大筋において高橋財政を支持し、一層のケインズ主義的純化を求める議論等があった¹⁾。またマルクス主義経済学者の代表的見解として、鳥恭彦氏は、高橋蔵相は、「戦争経済または国家独占資本主義への途にあらわれた対立する諸勢力間の調停者の役割」をはたしたと評価されている。(「大蔵大臣」「財政政策論」)

ところが、最近の福祉国家論の見地からする1930年代研究の一環として高橋財政を再評価する議論が、ケインズ主義者ばかりでなく、いわゆるマルクス経済学者のなかにもあらわれている。その典型は、長幸男氏の「高橋財政と危機＝転換期の財政政策」(法政大学「社会労働研究」第14号下、1962年)及び「高橋是清論」(「思想」1963年1月号)である。氏は、上述の鳥恭彦氏に代表されるマルクス主義経済学者の見解に異議を表明し、高橋蔵相は軍部のフェシズムへの道に反対し、ブルジョア民主主義を守り、福祉国家への道をめざしていたと主張される。すなわち氏によれば、公共投資か軍事費かという対立がニューディー-

1) 宮本憲一「昭和恐慌と財政政策——井上財政と高橋財政——」(講座日本資本主義発達史論Ⅲ、昭和43年、狭間他)。

ルの道かファシズムへの道かの政策上の対立としてあらわれるなかで、高橋蔵相は福祉国家をめざすブルジョアデモクラットとして評価されるべきであり、高橋財政を反ファシズムの財政政策の原型のように位置づけられるのである。そして、公共投資、つまり高橋財政の「時局匡救事業」における公共土木事業をニューディール型の「民主主義擁護」の政策として強調され、当時の民主主義擁護、反ファシズム勢力がこれを支持しなかったことを非難されている。この点については、宮本憲一氏が、島氏の見解を擁護しつつ、長氏の言うところの公共投資＝時局匡救事業が、地主、絶対主義官僚の主導のもとに行われ、地主、農村金融機関及び地元資本家等を救済するものであったことを実証的に解明し、時局匡救事業＝公共投資＝ニューディール型＝福祉国家論とする長氏の見解を批判されている²⁾。

長氏の議論の特徴は、経済思想史から高橋財政に接近し、蔵相の「経済思想」を最大の手がかりにして彼の財政政策を「善意」に解釈し、高橋をブルジョア民主主義の担い手としてえがき出そうとしていることである。また、氏の分析からは、当時の日本資本主義の現実の政治経済過程及び諸支配階級の対応と財政政策の関連についての分析が全く欠落しているが、このような方法では、高橋財政の真の意味を把握することはできない。小論では、高橋財政の枢要をなした戦時公債政策をできるかぎり当時の政治経済過程との関連のなかで位置づけて解明し、それが、長氏のいうような反ファシズム政策の原型ではなく、公信用を媒介として金融寡頭支配を強化しつつ侵略とファシズムへの道をなめらかにするものであったことを明らかにして、長氏の見解の批判としたい。

ところで、最近、ケインズ主義者等によって高橋財政が盛んに賛美されているが、そこでは、高橋の公債政策を公信用を通ずるフィスカルポリシーの適用として位置づけられている。戦後日本の「高度成長」政策の推進に伴い、とりわけ、昭和40年代初頭の不況期以来、公然と国債発行が行われるようになったが、この国債発行を擁護するために、高橋財政をいわば「模範」として持ち上

2) 同上。

げる主張である。「高橋さんのやり方を今から顧みますと……フィスカル・ポリシーだとか言われる経済理論をそのまま実行された」³⁾、「国債の大量発行がインフレを引き起こさないで不況を克服した好例は昭和7年の農村匡救国債(前述の時局匡救事業のための国債一筆者)です」⁴⁾などと言うものである⁵⁾。国債発行がますます大型化し、最近の日本財政は、「公債を抱いた財政」から「公債に抱かれた財政」へ推移しつつある観を呈しているなかで、このような公信用を通ずるフィスカルポリシー論はますますもてはやされている。周知のように、この主張は、資本主義がその上向的發展を終え、独占資本主義に移行し、恐慌や戦争によってその危機を深めてくる時代になって、従来の健全財政からの公債論にかわる楽観的な公債論としてあらわれ、ケインズやその後の彼の学説の信奉者によって唱えられたものである。それは、増大する公信用や公債の機能を利用して、景気循環や雇用問題、そして財政と国民経済及び国民経済そのものの矛盾を解消しようとする思想である。このフィスカルポリシー論の日本における最初の「実験」をどの時期に求めるかは議論の分かれるところであるが、多くのケインズ主義者等が、戦前の高橋財政にその起源を求め、その政策を擁護しているのである。またファシズムに対抗したブルジョア民主主義者として高橋蔵相を把握する長幸男氏も、高橋財政にフィスカルポリシー論をみているようである⁶⁾。

ところが、高橋財政は、ケインズ流のフィスカルポリシー論の理論的適用というよりは、むしろ当時の日本資本主義が、世界恐慌と戦争という危機のなか

3) 第185回金融団体協議会における福田蔵相(当時)の演説(大蔵省「財政新時代」160ページ)。

4) 週刊東洋経済臨時増刊「金融と銀行」(昭和47年、第1集)「シンポジウム国債大量発行と日本経済の前途」(編集部報告)。

5) 最近、このような議論を批判したものに、例えば、「戦時国債発行の歴史と教訓」(田沢善三「経済」1972年、4月号)があるが、フィスカルポリシー論にまでつこんだ批判ではなく、戦時国債発行が戦争及びインフレーションと不可分に結びついていたことを一般的に説明することまっている。

6) たとえば、長氏は、氏の評価と大体において一致しているとして、E. シュムペーター「日満産業構造論」第1巻、1942年からいくつか引用しているが、その中の一つに、次のような文章がある。「……この赤字財政政策(高橋財政下における一筆者)は実際、ポンプに呼び水を注ぎ、統制から逸脱することなく、国民所得を増加せしめたのである」(前掲書、147ページ)。

にあって生み出したものであり、太平洋戦争終結に至るまでの日本の戦時国家独占資本主義の財政政策の重要な柱となったものである。

私は、この小論において、公信用や公債におけるフィスカルポリシー論なるものは、公債政策によって財政と国民経済や国民経済そのものの矛盾を解消し、その変動を調整ないし統制するというよりも、むしろ、公信用を軸として金融寡頭制が形成・強化されてゆく過程であったことを、中央銀行の役割と銀行集中の進行のなかにえがきたいと思う。これによって、フィスカルポリシー論に対する実証にもとづく批判たらしめるとともに、従来の財政学における公債論の一つの弱点、即ち、公債発行と銀行業の集積・集中過程との関連をあきらかにし、財政理論研究に一つの問題を提起したいと考える。というのは、従来の公債論においては、公債の技術的側面や制度史に関する研究は多いが、公債問題を銀行業及び産業の集中、独占や両者のゆ着、そして国家権力によるその補強、つまり金融資本とその寡頭支配のなかで位置づけるという観点が必ずしも中心にすわっていたとは思えないからである⁷⁾。

最後に、従来の高橋財政に関する研究の若干の傾向について指摘しておきたい。その1つは、軍事費の膨脹を指摘しつつも、高橋財政の後半期の「公債漸減」政策や歳相最後の年となった昭和11年度の予算編成をめぐり、彼が議会において軍部のあまりに執ような軍事費の増額要求に反対し、2.26事件で軍部によって殺害されるという現象にとらわれ、かくて、「財政の守護神」の死に

7) 日本の公債に関する研究について、官庁的なぬき書きの研究や技術的・制度史的なそれをのりこえて、日本資本主義の発展過程のなかで公債問題を把えんとした秀れた業績に、古くは、例えば大内兵衛氏の「日本財政論——公債篇」（経済学全集、昭和7年）があげられよう。が、これは、高橋財政が始まったばかりの時期までしか分析されていない。なお、フィスカルポリシー論の背景に、公信用を媒介とする金融寡頭制の強化の過程を把握する視角は、これまでもなかったわけでない。例えば、島恭彦氏は、「財政学概論」（昭和38年）のなかで「……戦時に多額の公債が発行される場合には、金融市場に強力な引受組織がつけられなければならない。貨幣資本（預金）の集中している大銀行の組織する公債引受シンジケートがこの例である。こうなれば公債の条件のみならず、公債政策そのものが、金融機関の有利なように決定されるであろう。……こうなるといよいよ公債は金融市場の不可欠の構成物となり、あるいは銀行の預金準備の手段となり、あるいは有利な投資物件となるのである。つまりこれは財政と金融との融合であり、公信用を媒介とする金融寡頭制の形成（傍点—筆者）である。このような史的条件があって、はじめてケインズ主義の主張している恐慌または不況時における公債の役割が意味をもってくる」（226-227ページ）と指摘されている。

よってファッション財政に向かうようになった、という具合に説明したものが多く⁸⁾、高橋財政が公信用を増大させ、継続する戦争のために恒常的に戦費を調達する機構(=日銀引受公債発行)を創出しつつ、金融寡頭支配を強化していった側面の意義が十分把握されていないようである。また、これまで高橋財政は、とりわけ金解禁、再禁止の問題をめぐって井上財政との対比で論じられることが多く、このような事情からも、高橋財政以降の財政との関連、連続性の側面、つまり戦時国家独占資本主義の財政政策の原型としての高橋財政の解明がまだ不十分である。このような理由から、高橋財政の公債インフレ政策を、戦時に備えて公信用を媒介として金融寡頭制を強化したという観点から一貫して展開することは、従来の研究の弱点を補うことでもある。

II 公債の日銀引受発行制度について

高橋是清が蔵相の地位についたのは、1931年12月であった。周知のように、当時の日本は、世界恐慌の荒波を金解禁政策のなかでまともに浴び、経済はドン底にあった。蔵相は就任後、大蔵省令でもってただちに、金輸出再禁止を断行し、やがて兌換停止の措置をとった。そして、同年6月にすでに始まっていた中国東北部への侵略戦争の戦費をまかない、独占資本を救済し、農村恐慌下に深まる地主制の動揺を建て直すための巨額の財源が求められた。(表1・表2参照)ところが、恐慌の影響で税収は伸びず、公債発行による外はなかったが、従来の銀行団の引受による公募は困難であり、ここに蔵相の創始した赤字公債の日銀引受発行が行われることになった。

蔵相の新政策の実施のために、日銀制度の改革が必要であった。これまでも、日銀制度の改革については、兌換銀行券発行制度等について議論はあったが、昭和7年5月、当面、改革を要すべき点を審議するために、これまでの金融制度調査会を廃止し、新たに特別金融調査会が設けられた。そして同会で議決さ

8) 例えば、日銀「満州事変以後の財政金融史」昭和23年、は、高橋財政についても詳細に研究した代表的な文献の1つであって、本稿にも利用しているが、このような見解に立っている。

表1 一般会計歳出・主な内訳 (単位 百万円)

	歳出(a)	軍事費 (b)	b/a %	軍事費のうち		時局 軍救費 (c)	c/a %	国債費 (d)	d/a	その他 %
				満州 事件費	兵備改善 費(臨時部)					
昭和 6	1,476	454	30.8	75				213	14.5	54.7
7	1,950	686	35.2	278		163	8.4	241	12.4	46.0
8	2,254	872	38.7	196	206	213	9.4	334	14.8	37.1
9	2,163	941	43.5	158	289	145	6.7	361	16.7	33.1
10	2,206	1,032	46.8	183	306	10		371	16.9	36.3
11	2,282	1,078	47.2	204	310			363	15.9	36.9

(大蔵省「昭和財政史」Ⅲ歳計, 日銀「満州事変以後の財政金融史」25, 26ページおよび
「風早八十二」日本財政論」154ページより作成。

表2 歳入とその構成 (単位 百万円)

年 度	歳 入														合 計	
	租 税		印 収	紙 入	官業及び官 有財産取入		その他 普通歳入		公債及び 借入金		前年度 剰余金					
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%		
昭和 1 (1926)	887	43.1	82	4.0	451	22.0	55	2.7	34	1.7	546	26.6	2,056	100		
2 (1927)	899	43.6	81	3.9	471	22.9	73	3.5	61	3.0	478	23.2	2,063	100		
3 (1928)	916	45.7	87	4.3	474	23.6	75	3.7	157	7.8	297	14.8	2,006	100		
4 (1929)	894	48.9	79	4.3	480	26.3	83	4.6	100	5.5	191	10.4	1,826	100		
5 (1930)	835	52.3	70	4.4	488	30.5	76	4.8	38	2.4	90	5.6	1,597	100		
6 (1931)	736	48.0	65	4.3	473	30.9	98	6.4	120	7.9	39	2.6	1,531	100		
7 (1932)	696	34.0	67	3.3	467	22.8	102	5.0	660	32.2	54	2.7	2,045	100		
8 (1933)	749	32.1	74	3.2	495	21.2	136	5.8	783	33.6	95	4.1	2,332	100		
9 (1934)	843	37.5	78	3.5	265	11.8	241	10.7	743	33.0	77	3.4	2,247	100		
10 (1935)	926	40.9	79	3.5	281	12.4	211	9.3	678	30.0	84	3.7	2,259	100		
11 (1936)	1,052	44.3	94	4.0	308	13.0	256	10.8	610	25.7	53	2.2	2,372	100		

(「財政経済統計年鑑」による。)

れた3件が、同年6月の議会を通過して公布された。それは、兌換銀行券条例中改正、日本銀行納付金法、日本銀行参与会法である⁹⁾。

① 兌換銀行券条例中改正

9) 日本銀行調査局特別調査室「満州事変以後の財政金融史」昭和23年, 82-83ページ。

公債が日銀によって引受けられることは、公信用と通貨発行権が結びついてゆく可能性を生じさせる。もともと近代国家の成立の当初では両者は結びついていて、政府紙幣の濫発によるインフレーションをひきおこした。その後政府は特権銀行から借上げを行い、銀行に通貨発行権を与えた。こうして政府の公債（政府貸上げ）と銀行券との直接的関係が生じたが、前者の増大がただちに後者の膨脹となって国民経済を攪乱した。そこで産業資本の確立と国内市場の統一によって財政権力から独立した中央発券銀行が設立され、他方で公債の発行は、発券銀行との特殊関係を生じないように、金融市場における公募の形態を原則とするようになった¹⁰⁾。

公債の日銀引受発行は、上に簡単にみたような健全財政の要求にもとづく財政改革の一原則としての公信用と通貨発行権の切り離しの原則をほりくずしてゆくものであるが、それは政府が日銀を抱き込んで通貨の創造権を拡大し掌握してゆく過程であった。兌換銀行券条例中改正とはそのような意義をもつものであった。日銀は金兌換停止はしたものの、銀行券の発行量はやはり金との関係で規制されており、保証準備発行限度も1億2千万円におさえられていたが、この改正によってそれは10億円に拡張され、限外発行税率の最低限も年利5分から3分に引下げられた。正貨は金解禁によって急激に流出し、金輸出再禁止当時は4億円台に減少しており、すでに5億円前後の制限外発行が常態化していた。そこへ通貨増発政策が始められ、少額の保証準備発行は、ますます増大する限外発行高の前に筒抜けになっていたのである。さらに低金利政策をすすめていく上で、限外発行税率5分は、限外発行高が継続的に増加しているために採算上引き合わず、政府のインフレ政策を円滑に推進するためにも保証準備発行限度を拡張することが要求されたのである¹¹⁾。拡張限度の10億円は何ら明確な根拠にもとづくものではなく、結局、日本銀行をして政府の思いのままにインフレ政策に追随して日銀券を造出する機関に変えていこうとするものであ

10) 島恭彦「財政学概論」昭和38年、223-224ページ。

11) 前掲「満州事変以後の財政金融史」83-84ページ。

った。こうして国家財政と金融の融合が進んでいった。

② 日本銀行納付金法

前記の改正により、銀行券の発行および政府預金の取扱いを独占する日銀の利益は増大し、そのうちの規定された割合を政府に納付することになった¹²⁾。

③ 日本銀行参与会法については後述。

さて、ここで、フィスカルポリシー論にかかわる1つの論点、つまり財政収支と公債の関係の問題をみておきたいと思う。

ケインズ主義者は、高橋財政をフィスカルポリシーとして大きく評価する傾向があるが、その実際はどうであったろうか。高橋財政を井上財政と比較するとき、「アウトルキー経済の確立の方向」と「収支均衡の軽視」が指摘されているが¹³⁾、後者の特徴にかかわる問題をみてみよう。

井上財政の収支均衡論を批判する高橋蔵相の考えは、管理通貨制のもとで、公債発行によって大量の資金撒布を行い、経済界の景気回復によって自然増収をふやし長期的に収支均衡をはかろうとすることにあつた。そしてインフレと背中合わせの危険な方法である日銀引受け公債発行は、二、三年で切上げたいと思っていた。これが、彼が自らの政策を「一時の便法」¹⁴⁾と呼んでいたゆえんである。しかし、蔵相の思惑とは異なり、内外の情勢の進展は、彼が敷いたレールをとりはずすどころか、それをいよいよ大きく拡張していった。この間、国債ばかりがふくれ上がったが、自然増収は殆ど国庫を潤さなかった。〈表3〉をみてほしい。昭和6—10年の間に、国債未償還額は、30数億円も増えているのに、租税収入の増加はわずか1億6千万円にすぎず、国債利払い分にあてて

12) 同上、85ページ。

13) 島恭彦「大蔵大臣」昭和24年、116—118ページ。

14) 当時の日銀副総裁深井英五は、次のように記している。「……日本銀行の国債引受発行を創意的に工夫したのは高橋人蔵大臣である。……日本銀行国債引受発行の方法は著しき効果を挙げたが、高橋氏は当初より之を一時の便法と称して居た。（傍点—引用者）即ち之を財政の常道とするのではなく、金融梗塞の結果国債公募の困難なる際に、財政上の必要を充たすと同時に、日本銀行資金の注入により購買力を増加し、萎靡せる産業に刺激を与ふるための臨機処置に過ぎないと云ふ意味である。随って産業の振興に伴ふ政府歳入の増加と財政の調整とにより、漸次に歳入の欠陥を減少し、日本銀行の引受による国債の発行を解消せんことを期した」（「回顧七十年」昭和16年、269—270ページ）。

表3 国債現在高・国債費・租税収入・日銀券発行高（単位 百万円）

	国債現在高	一般会計国債費 利率その他	租税収入	日銀券発行高
昭和 6	6,188	213	735	1,330
8	8,139	334	748	1,544
10	9,854	371	899	1,766
昭和6～10の 差引増加分	3,666	158	164	436

（大蔵省「昭和財政史」VI国債（巻末資料）
同III歳計、204、228ページ。
大蔵省「金融事項参考書」（昭和11年）の諸表より作成。）

消失してしまう。他方、膨大な日銀信用の創出は、インフレによる物価騰貴と実質賃金の低下を招き、自然増収どころか、大衆の税源を食い荒らす結果となった¹⁵⁾。（表4）

このように、公債発行→景気上昇→自然増収→収支の安定といったきわめて予定調和的な図式は、そのとおりに機能しなかった。

以上見たように、公信用におけるフィスカ

ルポリシの楽観論は、「理論」通りに進まなかったが、フィスカルポリシ論者が取り扱っている事態の真の核心は、実は、公信用を軸とする金融寡頭制の形成、強化の過程であったことを次に述べなければならない。

III 公信用を媒介とする金融寡頭制の強化

(1) 公債の巨大銀行への集中と金融寡頭制の強化

- 15) その一例を示すものが間接税の減退である。間接税の比重が著しく大きいことは、わが国租税体系の特徴であるが、例えば、酒税についてみると、それが税収全体に占める比率は25.7%から20.9%（昭和6年→11年）へと低下している。インフレのなかで大衆の消費生活は圧迫され、購買力は減退させられていったのである。なお税収の詳しい内訳やその推移は「昭和財政史」V租税を参照されたい。

表4 小売物価及び実質賃金指数（大正15年=100）

	小売物価	実質賃金
昭和 6	68.1	133.1
7	68.7	128.2
8	73.2	121.8
9	74.7	122.1
10	76.2	119.5
11	79.2	114.8

（「日本経済年報」昭和12年）
第2輯、187ページより。）

表5 日銀の

	民間引受						
	金融機関					信託 会社	保 險 会社
	銀 行				小 計		
	シンジ ケート 普通銀行	その他 普通銀行	特 殊 発 行	貯 蓄 銀 行			
1932	5,000 (30.7)	300 (1.8)	— (—)	2,000 (12.3)	7,300 (44.8)	2,000 (12.3)	— (—)
33上	240,900 (49.8)	35,500 (7.3)	66,200 (13.7)	73,100 (15.1)	415,700 (86.0)	8,200 (1.7)	— (—)
下	150,600 (41.9)	54,240 (15.1)	29,450 (8.2)	33,360 (9.3)	267,650 (74.4)	12,800 (3.6)	7,350 (2.0)
34上	258,600 (42.5)	57,470 (9.4)	70,859 (11.6)	91,900 (15.1)	478,820 (78.6)	10,520 (1.7)	7,800 (1.3)
下	98,000 (30.7)	39,859 (12.5)	28,500 (8.9)	40,920 (12.8)	207,279 (65.0)	42,481 (13.3)	7,500 (2.4)
35上	117,350 (32.7)	40,299 (11.2)	46,500 (12.9)	83,400 (23.2)	287,549 (80.0)	30,000 (8.4)	2,350 (0.7)
下	91,450 (26.7)	63,078 (18.4)	24,200 (7.1)	22,005 (6.4)	200,733 (58.6)	14,431 (4.2)	9,305 (2.7)
36上	151,860 (30.0)	88,780 (17.5)	49,700 (9.8)	54,670 (10.8)	345,080 (68.1)	36,275 (7.2)	15,597 (3.1)
下	10,415 (5.5)	37,380 (19.6)	42,700 (22.4)	27,900 (14.6)	118,395 (62.0)	14,050 (7.4)	19,320 (10.1)
32~36 年累積	1,124,175 (35.3)	416,906 (13.1)	358,170 (11.2)	429,255 (13.5)	2,328,506 (73.1)	170,757 (5.4)	69,222 (2.2)

(日本銀行調査局「財政金融資料要録」1937年度版による。)

中央銀行が管理通貨制のもとで信用創造の規模を拡大し、それによって公債を引受けることは、日銀券の増発を招き、インフレーションをもたらす。しかし銀行業務が集中独占され、政府によって金融統制が採られておれば、一旦放出された通貨も銀行へ還流し、銀行は貸付先のない余剰金を公債買上げにあてる。こうして中央銀行は、民間の資金の過不足の状態に対応して、公債を市中銀行へ売ったり、買入れたりする。この公開市場操作によって、公債は通貨や金融の調節や統制の役割を果たしているともいえる。

国債売却先

(単位 千円)

内 容		証 券 業 者	そ の 他	民間合計	官 庁	統 計	日銀引 受にたいする 民間の 消化率
そ の 他 金融機関	計						
7,000 (42.9)	16,300 (100)	— (—)	— (—)	16,300 (100)	— (—)	16,300 (100)	% 81.5
17,566 (3.6)	441,460 (91.3)	27,490 (5.7)	5,000 (1.0)	473,950 (98.0)	9,700 (2.0)	83,650 (100)	72.0
17,500 (4.9)	305,300 (84.9)	24,220 (6.7)	— (—)	329,520 (91.7)	30,000 (8.3)	359,520 (100)	
11,275 (1.9)	508,415 (83.5)	85,960 (14.1)	4,202 (0.7)	598,577 (98.3)	10,600 (1.7)	609,177 (100)	128.1
1,500 (0.5)	258,760 (81.2)	34,567 (10.8)	6,558 (2.1)	299,885 (94.1)	18,958 (5.9)	318,844 (100)	
8,619 (2.4)	328,518 (91.4)	23,265 (6.5)	2,424 (0.7)	354,207 (93.6)	5,057 (1.4)	359,264 (100)	87.9
23,955 (7.0)	248,424 (72.5)	45,845 (13.4)	11,566 (3.4)	305,837 (89.2)	36,967 (10.8)	342,805 (100)	
11,201 (2.2)	408,158 (79.0)	74,183 (14.6)	14,603 (2.9)	496,940 (98.1)	9,587 (1.9)	506,528 (100)	41.3
4,070 (2.1)	155,835 (81.6)	24,018 (12.6)	1,119 (0.6)	180,972 (94.8)	10,000 (5.2)	190,972 (100)	
102,680 (3.2)	2,671,165 (83.8)	339,548 (10.7)	45,473 (1.4)	3,056,189 (95.9)	130,870 (4.1)	3,187,061 (100)	69.3

このような公開市場操作は、高橋財政の公債インフレ政策の重要な支柱をなすものであったが、その時は、民間の通貨の吸収が問題であり、日銀の売オペレーションが行われた。これは、赤字公債を円滑に発行し、消化させようとするものであり、インフレーションを防止し統制しようとするものであったが、そのねらい通りにはゆかなかつた。その説明は後にゆずりたい。

さて、日本銀行の国債の売却先を〈表5〉によってみると、民間金融機関のうち銀行が過半を占め、とりわけ、巨大銀行の組織するシンジケート銀行団¹⁹⁾

に集中的に分布していることが読みとれる。公信用を支える軸点としてシンジケート銀行団が機能している。

なお、ここでは詳しい言及は割愛するが、国債所有をストックの側からみると、銀行と並んで、預金部及び日銀を含む特殊銀行の手持高が大きな割合を占めており、こうした政府内部の金融が公信用を支えるクッションとして働いていることは重要である。現に、昭和のはじめから日銀引受発行に至るまで、シンジケート団の引受はあまり行われず、新規発行はもっぱら大蔵省預金部で引受けられた。さらに、貯蓄銀行、信託会社、保険会社等が、公債消化のための一つの金融勢力と化しつつあることも注目される。(表6)

なぜ巨大銀行への公債の集中が行われたのかを知るために、次に、国債の金融市場における地位の変化についてみておかなければならない。これまで国債は、金融機関にとって、預金支払準備として所有されていた。というのは日銀から国債を担保とする融通が可能であったからであるが、より根本的には日本の金融市場では、預金準備となるべき商業手形やコール市場の発達が不十分であったからである。ところが、中国東北部の侵略が勃発して以降、この事情に

表6 金融機関別国債所有高 (単位百万円, 以下切捨)

年 末	普 通 行	特 殊 行	貯 蓄 行	信 託 社 会	預金部	計	保 險 社 会	総 計
昭和 7	1,080	745	726	51	1,093	3,695	137	3,832
8	1,491	1,043	889	37	1,348	4,808	142	4,950
9	1,998	894	960	250	1,614	5,716	173	5,889
10	2,220	947	1,094	315	1,740	6,316	211	6,527
11	2,558	1,062	1,040	402	1,910	6,972	225	7,197

備考：日銀を含めての割合を示す。(大蔵省「昭和財政史」VI国債, 257ページより。)

- 16) 国債シンジケート銀行および信託会社は次のとおりである。(若干の変動があるので昭和10年現在とする)

特別銀行…興銀、正金、鮮銀

普通銀行…三井、三菱、第一、第百、安田、住友、三和、愛知、名古屋

信託会社…三井、三菱、安田、住友

(日本銀行調査局「日本の資本市場」昭和14年「日本金融史資料」昭和篇, 第29巻, 175-176ページ)。

変化がおこり、銀行所有国債の増加は主として投資の見地から生じるようになった。つまり、世界恐慌による産業の停滞のなかで、遊資はますます累積するにもかかわらず、他に有利な投資や融資先がないばかりか、かえって回収傾向にあったため、金融機関はその資金をもっとも安全な利殖源泉たる国債投資に向けた。こうして国債は金融機関の投資物件として重要な地位を占めるようになっていった¹⁷⁾。とりわけ巨大銀行は当時膨大な貨幣資本の過剰をかかえて困っていただけにその意義は重要である。公債が遊休貨幣資本を集中する巨大銀行に集中されることによって、巨大銀行は恐慌下に採算を損うことを免がれたのである。

帝国主義の時代においては一般的に金融資本は、有価証券の発行や引受業務の独占によって膨大な利潤をひきだし、金融寡頭制の支配をうちかためるが¹⁸⁾、「国債のようなとくに大きくて有利な金融業務」¹⁹⁾も、当時の日本でそのように作用したのである。なお、当時の有価証券業務に占める国債の比重の高まりを知る一つの手掛りとして〈表7〉を掲げておく。

公債の独占的・巨大銀行への集中は、公信用と金融資本の結合を深めるものであるが、そのことは、金融界の公債所有者たちのお気に入りように国債を優遇して消化を順調に行なおうとする国家の政策を生みだす。これを金融資本の側

表7 金融機関別所有有価証券中国債の占める割合 (%)

年 末	普 銀	通 行	特 銀	殊 行	貯 蓄 銀 行	信 会	託 社	預金部	計	保 会	險 社	総 計
昭和 7	36.6		52.1		61.7		10.5	40.4	39.6	12.8		37.5
8	44.7		63.9		66.3		6.3	44.1	48.3	11.3		44.1
9	51.2		56.5		67.9		30.4	47.5	51.4	11.6		46.7
10	52.2		53.7		68.3		32.3	49.6	52.2	12.7		47.4
11	53.0		55.6		67.0		34.7	51.4	53.0	11.6		47.7

備考：日銀を含めての割合を示す。(大蔵省「昭和財政史」VI国債、257ページより。)

17) 前掲「昭和財政史」XI金融(下)、10-11ページ。

18) レーニン「帝国主義論」全集22巻、268ページ。

19) 同上、245ページ。

からみれば、自己の保有する巨額の国債に対するリスクの不安を取り除き、投機や値上りや利払い等によって存分に利殖できるように、政府の公債政策に介入し、それを動かそうとする志向が強まることである。次にこの問題を考察しよう。

高橋蔵相がとった公債優遇政策の第1は、国債価格の維持であった。この問題は、いうまでもなく公債所有者にとってきわめて重要な関心事であって、とりわけ、当時の日本の国債市場がきわめてせまく、取引単位も少額であったので、わずかな国債市価の下落も、多額の国債所有者である銀行の経営に影響し、その利益を損う危険を伴っていたとあってはなおさらである。そこで、このような危険を防止し、国債価額の評価について、市価の変動にかかわらず一定の価額を維持するという特別の措置をとることが求められた。こうして、昭和7年7月、「国債の価額計算に関する法律」が制定され、国債所有者が国債の価額を財産目録に記載する際は、大蔵大臣の告示する標準発行価格によって行い、その値下り損を計上する必要をなくした。この制度により、国債は、他の有価証券その他の財産と違って、保全の道が確保され、財産としての安全性が保障された²⁰⁾。

さらに日銀の側からは、国債の担保力を高め、金融上における国債の取扱いを優遇する政策がとられることになった。従来、日銀の国債担保貸出には最低利率(公定歩合)が適用されていたが、その適用額は、せいぜい2、3百万円にすぎず、それ以上の借受けをする場合は累進的に高率を適用されていた。これを、昭和7年4月以降は、国債担保貸出しについては、金額の多少にかかわらず、最低公定歩合を一律かつ無制限に適用することにしたのである。また、昭和10年10月には、日銀は、売戻約款付で取引銀行先の所有国債を買い入れることにした。この措置によって国債による短期資金の調達はきわめて容易になり、銀行にとって国債は、現金に次いでいつでも換金できる便宜な支払手段となった。

20) 前掲「昭和財政史」Ⅵ国債、昭和29年、241-243ページ。

さらに、相続税の納付に国債をもって代納しうるの制度も提案されたが、実施の運びには至らなかった²¹⁾。

以上のような優遇政策よりも重要なのは、国債発行が本格化されるにつれて、公債の発行量とその価格、償還期限、公債利子の免除等が、金融王たちの要求と判断にもとづいて決定される機構が整えられていったことである。即ち、その1つの典型は、先に見た「兌換銀行券条例中改正」と並んで議会を通過した、「日本銀行参与会法」であって、これによって、日銀総裁の諮問機関として、総裁を会長とし、5人以内の参与をもってする日本銀行参与会が設置された。そして初代の参与に、前日銀副総裁木村清四郎、東京手形交換所理事長池田成彬、東京銀行集会所長中田万蔵、大阪銀行集会所委員長八代則彦、日本商工会議所会頭郷誠之助が任命された²²⁾。こうして、日銀、巨大銀行首脳部、金融市場の接触が強められ²³⁾、公債政策や国家財政の金融資本に対する従属が深まってゆく。なお、金融寡頭の支配者達によって協議される内容は、公債政策や財政政策の範囲にとどまらず、通貨や金融の統制、日本の産業界の方向等広く国家の政策に及んでゆくことはみやすいことであろう。金融寡頭の人的結合は、やがて戦争の進展とともに、政府高級官僚や各産業部門の首脳部（例えば統制会）等を含め、その網の目を広め強めていった。以上のような事態の進展は、つまり、公信用を媒介とする金融寡頭制の形成と強化の過程にほかならない。いいかえれば、それは、公信用を楯棒として、日銀、政府、財閥系巨大銀行の融合とゆ着が強まってゆく過程であり、公信用によって調達された資金が軍需

21) 同上、243-245ページ。

22) 前掲「満州事変以後の財政金融史」86ページ。

23) 高橋蔵相は、議会においてその提案理由のなかで次のように述べている。

「日本銀行参与会法案であります。今兌換銀行券条例に改正を加えます。結果通貨の供給は従来に比し容易となり円滑を期し得るのであります。他面に於きましては通貨の供給をして真に正当なる取引に必要な需要に合致せしめんとする認定は極めて困難なるものがあり、又是が運用は最も肝要とする所であります。而して一般に日本銀行の機能を発揚し我國の経済状況に適應せしむる為には日本銀行と金融界並に産業界との連繫を緊密ならしめ、以て日本銀行をして金融統制の実を挙げしむる（傍点一筆者）ことが極めて肝要であると考えます。仍て日本銀行に日本銀行参与会を設け金融界、産業界の代表者並に学識経験ある者を選んで日本銀行参与とし、日本銀行総裁は重要事項に關し之に諮問して其意見を徴し、又は総裁に対し意見を陳述するを得せしむることは時宜に適用のものであると認めたのであります」（同上、86ページ）。

品納入を通じて財閥産業に注がれて行くことも合わせると、財政、金融、軍部、財閥大産業をむすぶ金融寡頭制の発展の過程であったといえよう。

(2) 公債消化の矛盾と銀行の「分業」化

さて、これまでは、国債消化策＝売りオペレーションによる巨大銀行への国債の集中を契機として金融寡頭制が発展してきたことを説明したが、ここでは、その国債消化策の矛盾が現われてくる過程と銀行の「分業」体制について述べなければならない。

昭和7年11月に始まった日銀の国債引受以来10年末に至るまで、新規、借換発行を合わせ、国債発行総額は33億8千万円で、そのうち日銀引受高は82%の27億7千万円に達し、またこの間の国債売却高はその85%の23億6千万円に達した。このように市中消化は、当初は「順調」に進んだが、10年夏頃から急に難渋化し始め、同年度の消化率は77.2%に急落し、前年度までは、殆どとるに足らなかった日銀の差引国債手持高が、同年度末には1億5千万円をかかえることになった²⁴⁾。このように、当初は「成功」したかにみえたこの方式が何故破綻しはじめたのであろうか。

高橋財政は、恐慌下の不景気に悩む産業界に対して、日銀信用を拡大し、巨額の通貨を放出して必死の「購買力」創出政策を行ったのであるが、一旦放出された通貨は、不況下の事業不振のなかで新たに設備投資やらには向かわず、再び銀行への預金となって還流した。そうして銀行はその預金増と貸出減から生じた遊資で国債を購入した。こうしてみると、売りオペが「成功」したのは、インフレによって可能になっていたといえる。ところが、昭和10年頃になり、政府の景気政策と結びついた軍需産業や匡救産業または再禁止による為替低落を武器とする輸出産業部門の一部に、「景気回復」のきざしが現われ、これらの産業とのつながりの強い巨大銀行が、これまで国債購入に向けていた貨幣資本を貸付へまわすようになり、消化が難渋化してきた。

結局、公開市場操作はその目的——インフレの統制——を首尾よく果たせな

24) 同上、58-59ページ。

かったのであるが、それは何故か。これまでの簡単な記述からも明らかなように、公開市場操作「成功」の条件は、とどのつまり、インフレ政策の結果生じた遊資の過剰にあり、従って、深刻な不況と遊休生産力の存在が重要な前提条件をなしていたのである。ところが政府の景気政策によって、軍需部門や輸出産業部門においてこの前提条件が解消されはじめると、遊資の過剰は国債買入れから投資へ向かい始めるので、国債購入を行うためには政府からのより以上の通貨の供給、つまりインフレーションの一層の進行以外にない。ということは、国債消化によるインフレーションの統制はより以上のインフレの進行をまって始めて円滑に行われるということである。このような矛盾は、「生産力拡充」（それは、高橋蔵相の死後、日中戦争への突入とともににわかには議論されたが）の要請から軍需産業への積極的な銀行の貸出しが問題となってくるや、一層、顕著になってゆく。深刻な不況と遊休生産力の存在という前提条件の解消は、物価の騰貴に拍車をかけ、金融機関にとってこれ以上確定利付国債を買入れることが不利となるに至れば、——これまでインフレは、金融機関の所有国債の累積という形で潜在的に進行していたのであるが——金融機関に累積した国債は逆に日銀券への転身を開始し、物価騰貴を促進するであろう。こうして、「恐慌対策としての統制インフレーション政策は深刻な恐慌が解消すると共にその統制力を失うことになる。だから、それは恐慌対策としては不況を打開しようとするものでありながら、その表面的成功を維持する前提としてつねに不況を必要としている。いい換えれば、インフレーションを『統制』するためにはより積極的なインフレーションを必要とする」²⁵⁾ものであった。従って、この政策は、不況を克服しようとするればインフレの顕在化にぶつかり、インフレを「統制」しようとするれば、より一層のインフレを必要とするか、さもなくば、国債発行と通貨増発を打切り不況の克服を断念するしかないという深刻なジレンマに身をおくことになるのである。

以上、要するに、公開市場操作によってインフレを防止しようとするのは

25) 同上、66-67ページ。

誤りであり、インフレの「統制」政策はその内に、統制のマヒを必然的にひきおこしてゆく契機を含むものであった。

さて、ここで議論を元に戻して、国債消化と銀行の資金運用の関係についてみておこう。銀行の貸出しは、昭和6年から9年上期まで減少をつづけたが、同年下期からようやく増勢に転じ、それ以後急増することになった。これはおおむね財閥系大銀行の動向を反映したものであり、中小銀行についていえば、貸出しは9年下期以後も停滞をつづけた。というのは、政府の通貨放出による「景気回復」が、政府の注文を独占できる独占体を中心としたきわめて限られた範囲のものであり、それらの産業との結びつきから排除され、地方産業への貸付によって利鞘をかせいでいた中小銀行の手の届かない、きわめて局部的な、いびつなものであり、従って、農村経済と地場産業の停滞のなかで資金運用に悩む地方銀行は、その遊資を（採算がとれるかどうかはわからないが）国債購入にあてざるを得ない状態にあり、その結果地方中小銀行の国債所有はいよいよ増大する傾向にあった²⁶⁾。

このようにして、巨大銀行と地方銀行の間に、資金運用をめぐる「分業」体制ができあがっていった。すなわち、巨大銀行は、財閥産業への投資機関に、地方銀行は地方の零細預金の吸収と国債消化の機関においやられた。

この傾向は戦争経済の進展によって軍需生産力拡充とその資金調達が問題となる時期にひきつがれ拡大されていった。

さて、このような巨大銀行と地方中小銀行との「分業」体制は、激しい銀行の集中と金融再編成のなかで形成されていった。このことを次にみよう。

(3) 低金利政策と金融再編成

国債消化の難化は、ただちにインフレーションの顕在化につながり、それが過度に進行すれば国民経済の攪乱を引き起こす。従って、金融資本の見地からは、これを放っておくことはできず、さまざまの国家権力の側からの消化促進のために資金を動員する新たな政策がとられてゆく。このような環境のなか

26) 渡辺、北原他「現代日本産業発達史、第26巻、銀行」昭和41年、397ページ。

では、金融資本のイニシアチブで、国債金利を基準とした銀行の資金コストの引下げ、銀行業の合理化、「合併」を通ずる大規模な銀行の再編成が不可避的に進められてゆく。

このような事態を考察する前提として、高橋財政のとした低金利政策について簡単にみておく必要がある。

国債の日銀引受発行と公開市場操作が高橋財政のインフレ政策の支柱であったとすれば、低金利政策はそれを支えるものであった²⁷⁾。それはまず、昭和7年3月、6月、8月と連続的に公定歩合を2厘ずつ引下げたのをきっかけに、強力に遂行されて行った。言うまでもなく、この政策は、当初は不況下にある産業界の金利負担を軽減して資本蓄積を容易にし、景気の振興をはかることをめざしていたが、赤字国債の日銀引受以後は、その目標が、国債費の軽減と国債の市中消化の促進におかれることになった。

注意すべきは、金利低下が、政府資金の大量の撒布を背景にして、国債利率の引下げによって主導されたことである。先にみた国債の投資物件としての金融市場における地位の確立は、国債利回りが一般金利に規制的な作用を及ぼすことを可能にしており、いわば、日銀が売り出す国債の利回りが標準金利となつて、市中金利の水準が決定されたのである。こうして国債の利率は、7年11月に5分より4分半へ、8年9月に4分半より4分へ、そして11年5月には4分より3分半に引き下げられ、それに対応して一般金利水準も低下の傾向をたどることになった²⁸⁾。

恐慌下で、金融機関には巨額の遊休資金が堆積し、もとより金利は下りつつある上に、政府資金の大量撒布がそれを拍車し、市中金利水準が国債利率を下回った時期をみはからって売りオベがおこなわれていたが、それがすでにみたように困難化し、次にみる銀行合同政策が登場してくるのである。

銀行集中は、すでに昭和2年の金融恐慌の時期に、弱小銀行を淘汰して銀行

27) 前掲「昭和財政史」XI金融(下)、3ページ。

28) 前掲「現代日本産業発達史、第26巻、銀行」昭和41年、391ページ。

資産の堅実化をはかり、恐慌、不況に対する抵抗力を強化することを目的とした銀行合同によって、急速に進行したが、政府は新たな事態に対応するために、昭和8年8月、銀行合同の新たな方針を打出す。それは、いわゆる「1県1行」主義であり、1県もしくは1経済地域1行を目標に広範な地域的合を行ない、それによって成立した地方銀行の資金を低利国債を消化するためのプールにするものであった。このような方針は、高橋蔵相亡きあと馬場蔵相の手によって、国債の市中消化の困難がはっきりとあらわれてきた昭和11年以降、本格的に実施に移された。

銀行合同の新方針の内容は次のようなものであった。

(一) 個々の銀行に対して個別的に内容の堅実化を図り、其の主たる目的を預金者保護に置く従来の消極的銀行対策を一擲する。

(二) 今後は一府県または経済的に一単位と見らるる地域内の金融系統を整備し、金融統制を確立することを以て政策の主眼とする。

そして、(三) 其の実行方法として、各地方から普通銀行の競争を排除することをめざし、地方的独占を樹立するため、全国数十の各地域に一行ずつの中心銀行を設置し、その資本金を一千万円程度とすること、合併は一挙には行わず、銀行の多い地域では、数個の中心銀行を作ったあと一個にまとめること、昭和七年までの合併が却って新立銀行の内容を悪化させたのに鑑みて、今後の合併は優良資産のみを新銀行に委譲させること、大銀行の地方支店は重要地域をのぞき、可及的に地方銀行に譲渡させること、があげられていた²⁹⁾。

昭和11年の議会において、馬場蔵相は、この方針を確認し、従来の預金者保護でなく金融統制を確立するために地方銀行合同をすすめていく決意をのべ、「前高橋大蔵大臣に於かれましても、この理想(1県1行主義筆者)を持って居られたと私は承知して居るのであります」とつけ加えた³⁰⁾。

さて、この金融統制確立のための銀行合同のねらいは、戦争経済を一層強力

29) 同上, 414ページ。

30) 前掲「昭和財政史」XI金融(下), 139-140ページ。

に進めていくために、公債消化と軍需産業への投資の競合を解決し、公債増発に伴う円滑な消化と生産力拡充資金の調達を同時に達成する、とりわけ多数の地方銀行をして、資本を集中し、経営を合理化し、預金コストを国債利回りよりも低下させ、より膨大な預金を国債消化に動員しようとするものであった。

地方銀行は、地方の中小企業や問屋および地主、富農層を融資対象としていたが、不況下において製糸や織物業等の地場産業の不振による貸出しの回収の困難や問屋の倒産による問屋金融の途絶、農村経済の停滞による融資対象の減少や消滅等によって経営は危機に立たされており、倒産や休業があいつぎ、倒産しないまでも、不動産担保貸付の増加やその固定化³¹⁾によって資産内容はきわめて悪化していた。融資対象を失った地方銀行の預金は、すでにみたようにもっぱら低利率の国債投資にむけられたのであるが、他面、預金コストにおいては、安全な大銀行の支店や信用組合との激しい預金獲得競争があって、都市銀行にくらべかなりの程度高くならざるを得ないのは当然であった。こうして地方銀行は、低利回りの資金運用形態を強制された（日中戦争以降国債のほか、興業債券の消化、興銀手形の買入れという形でも吸上げられ、軍需産業へ投下されたが、その割合は少ない）が、その預金コストからみて収益向上は期待できず、いよいよその経営を悪化させていった。

〈表8〉をみてほしい。大銀行と中、小および極小銀行の預金原価の間には相当のひらきがある。しかも空前の低金利時代の到来のなかで、大銀行の預金コストすら当時の国債利回り3.5%を上回っている。このような状況で地方銀行が低利回りの資金運用に耐えていくためには、経営の合理化、つまりより少ない人員と資本でより多くの預金量を獲得することによって預金コストを低下する以外にはない。とはいえ、個々の地方銀行が単独でそれを行うことは、困

31) 前掲「現代日本産業発達史、第26巻、銀行」は次のように指摘している。

「地方銀行の不動産担保貸付は、第一次大戦後の不況期、とくに大正13年以降に増加し、なかでも昭和2年以後急激にふえ、さらに昭和5年以後急増した。注目すべきことは地方銀行でも規模の小さいものほど不動産担保貸付の比率が大きいことである。地方銀行のなかには総貸出しの60~70%までも不動産担保貸付をおこなっていた例もある。このような事実からみれば、昭和初期までの地方銀行は『不動産銀行』とも呼ぶうる貸出状態を示していた」（417ページ）。

表8 普通銀行経営規模別預金原価 (昭和12年上期) (単位: %)

	大銀行	中銀行	小銀行	極小銀行
支払利息	2.50	2.80	3.08	3.28
人件費	0.62	0.72	0.62	0.62
営業費	0.60	0.64	1.14	0.92
合計	3.72	4.16	4.84	4.82

(「現代日本産業発達史, 銀行」424ページより。)

難であり、しかも効果がうすい。こうして、残された唯一の道が合同であった。

ここで注意されねばならないことは、地方銀行が収益を上げていくためには、預金コストの低下が国債利回りよりも低い水準にまで行われる必要があることである。従ってこれを国債の側からみれば、国債利回りが地方銀行の合同による合理化の基準としての役割を果たしていることである。また、先にあげた預金原価と国債利率のかかなりのひらきは、相当な荒療治なくしては、解消しないこともみやすいことである。こうして、政府の政策と地方銀行自らの合同への志向があいまって、合同運動は激しい勢いで進められていった。今、その過程で行われた地方銀行の整理と資本の集中を表す統計をあげよう。(表9) 昭和8年には650行の銀行が、買収や合併を通じてその殆んどが消滅し、太平洋戦争

表9 明治以降の各期における銀行集中状況

	前 期 末 銀 行 数	各 期 末 銀 行 数	期 間 減 少 実 数	年 平 均 減 少 数	期 間 減 少 率 %
明治35年～ 大正2年	2,385	2,157	228	19.0	9.5
大正3年～ 大正8年	2,157	2,053	104	17.3	4.8
大正8年～ 昭和7年	2,053	650	1,403	107.9	68.3
昭和8年～ 昭和20年	650	69	581	44.6	89.3

(大蔵省「昭和財政史, 金融(下)」365ページ。)

表10 普通銀行中に占める大銀行の比重 (単位: 百万円, %)

年 末	普通銀行				大銀行			
	払込 資本金	預金	貸出	有価 証券	払込 資本金	預金	貸出	有価 証券
昭和 6	1,292	9,904	7,061	3,942	324 (25.0)	3,169 (32.0)	2,062 (29.2)	1,189 (30.2)
7	1,262	10,006	6,687	4,097	323 (25.6)	3,430 (34.3)	2,072 (31.0)	1,292 (31.6)
8	1,234	10,636	6,434	4,643	395 (32.0)	4,728 (44.5)	2,594 (40.3)	1,873 (40.3)
9	1,209	11,318	6,292	5,286	395 (32.7)	5,080 (44.9)	2,581 (41.0)	2,229 (42.2)
10	1,181	11,989	6,522	5,828	395 (33.4)	5,340 (44.5)	2,789 (42.8)	2,379 (45.0)
11	1,141	12,850	7,003	6,339	395 (34.6)	5,783 (45.0)	3,264 (46.6)	2,423 (38.2)

注: 1. 大銀行とは、昭和6-7年は三井、三菱、第一、安田、住友の5大銀行、昭和8-11年は三和を加えた6大銀行。

2. 普通銀行には貯蓄銀行をふくむ。

3. カッコ内は構成比。

(「現代日本産業発達史、銀行」402ページより。)

終結時には、わずか69行を残すのみとなっていて、この間の銀行集中が金融恐慌期とともに、いかに激しかったかがうかがわれよう。このような戦時体制に即応した地方銀行の、地方預金の吸収機関と国債の消化機関への整理、再編過程は、〈表10〉にみるように、大銀行の独占的地位と支配体制をいよいよ強化することになった。

以上、公債消化の難渋化と軍需資金調達の問題は、国債利廻りを合理化の基準として、銀行資本の大規模な集中と再編を招き、戦時経済に対応する金融寡頭支配の強化を導いていったのである。

IV おわりに

以上の叙述によって、高橋蔵相がどのような「経済思想」をもっていたにせ

よ、その財政政策は、公信用を槓桿に侵略と戦争の政策遂行に動員され、金融寡頭支配の強化を導いていったのであり、長氏のように、ブルジョア民主主義、反ファシズムとして把握することは承服しがたいことが明らかになったと思う。

また、ケインズ主義者等によってフィスカルポリシーの「模範」のごとく言われる高橋財政の公債政策なるものは、日銀信用の動員や人的結合、さらには銀行業の集中を導くことによって、金融寡頭支配を強めながら、戦争への道をなめらかにし、インフレーションの進行と人民大衆の苦しみの増大をもたらすものであったといえよう。

最後に、深井英五氏の一文を引用することによってしめくりにかえよう。

「……戦時財政上の非常手段として中央銀行の通貨発行権を使用するは避くべからざる所にして、其際政府貸上金又は公募国債背負込の形を以て之を負担する為摩擦を起すのが最も多い例であるのに、日支事件の拡大により巨額の国債発行を必要とするに至るや、日本銀行国債引受発行の方法既に存したるが故に、其の利用を拡大するだけで摩擦なく戦時財政に移りえた。高橋大蔵大臣が一時の便法として条件付に創始した所の方法が、戦時財政の要目として長きに互り効果を發揮するのも奇縁と云ふべきであらう」³²⁾

32) 前掲、深井英五「回顧七十年」272ページ。